

災害時における入浴支援、生活用水の提供等に関する協定書

中央区（以下「甲」という。）と東京都公衆浴場業生活衛生同業組合中央支部（以下「乙」という。）は、災害時における入浴支援、生活用水の提供等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中央区内で地震、風水害、火災その他の災害等（以下「災害等」という。）が発生した場合における被災者（災害等により自宅において入浴が困難な者。以下同じ。）への入浴支援、区民への生活用水の提供等の業務に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害等が発生した場合で必要であると認めるときは、乙に対し、次に掲げる協力を要請するものとする。

（1）乙の組合員（以下「組合員」という。）所有の浴場における被災者への入浴支援

（2）組合員所有の貯水槽による区民への生活用水の提供

（3）前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し、事後に文書を送付するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条第1項の規定による要請を受けたときは、組合員に対し、可能な範囲で協力させるものとする。

2 乙は、前条第1項の規定による要請に係る業務（以下「要請業務」という。）の実施に当たり、業務内容、実施方法等について、甲と打ち合わせ、確認を行うものとする。

（協力期間）

第4条 乙が要請業務を実施する期間は、原則として災害発生後1週間を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、災害の状況等により期間の延長の必要がある場合は、甲乙協議の上、更に延長することもできる。

（要請業務の報告）

第5条 乙は、要請業務を実施したときは、速やかに甲に報告を行うものとする。

（費用負担）

第6条 この協定に基づき実施した要請業務に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 甲が前項の規定により負担する額は、災害の発生直前における市場の

適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(損害補償)

第7条 要請業務に従事した者に係る損害補償は、「災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和38年3月中央区条例第15号）」に基づき、甲が補償するものとする。

(賠償)

第8条 甲又は乙は、要請業務を実施する際に、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

(普及啓発への協力)

第9条 乙は、甲から依頼があった場合には、可能な範囲で地域防災に関する取組の普及啓発に協力するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の3か月前までに、甲乙いずれもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、当該有効期間はさらに1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年8月31日

甲 東京都中央区築地一丁目1番1号
中央区
中央区長 山 本 泰 人

乙 東京都中央区佃一丁目6番7号
東京都公衆浴場生活衛生同業組合中央支部
支部長 大 脇 広 伸